

札幌法務局訟務部 標準文書保存期間基準

令和8年7月21日改正

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
1 訓令及び通達 の制定又は改 廃及びその経 緯	訓令及び通達の立 案の検討その他の 重要な経緯	①業務に常時利用 するものとして総 務的に保存すべき 行政文書	訓令・通達 (訟務部所管に関するもの)	争訟	訓令・通達	令和〇〇年度訟務に關する訓令・通達		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	別表1の事項4を参照
			・例規集 管理・運営に関する訓令・通達	争訟	例規	例規集(管理・運営)		常用				別表1の事項2を参照
			・例規集 実務編	争訟	例規	例規集(実務編)		常用				
		②①以外のもので継続的に保存する必要のないもの	訓令・通達・例規 (訟務部所管以外のもの)	争訟	訓令・通達	令和〇〇年度所掌以外の訓令・通達		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	別表1の事項14を参照
2 文書の管理等 に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準	争訟	標準文書保存期間基準	訟務部 標準文書保存期間基準(現行)		常用				別表1事項22を参照
			・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書	争訟	標準文書保存期間基準	令和〇〇年度保存期間基準の制定・改正		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
		②行政文書ファイル等の管理に関する文書(ただし、①に当るものを除く)	・行政文書ファイルの管理に関する決裁文書 ・移管に関する決裁文書 ・廃棄に関する決裁文書	争訟	行政文書の管理	令和〇〇年度帳簿書類の保存・廃棄		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して10年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
			③取得した文書の管理を行うための帳簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年受付簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
		④決裁文書の管理を行うための帳簿	・受付簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度秘密文書管理簿		最終の指定解除の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		令和5年10月4日から年度管理に変更	
			・秘密文書管理簿	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度庁外送付簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄		令和5年10月4日から年度管理に変更	
			・庁外書庫への移管関係書類	争訟	管理するための帳簿	令和〇〇年度移管関係書類つづり込み帳		移管した帳簿等の廃棄後1年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
			⑤訓令・通達・例規以外の送付文書	争訟	連絡文書	令和〇〇年度決裁簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して30年	廃棄			
		⑥訓令・通達・例規以外の送付文書	・本省及び他官署等から送付された文書	争訟	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(本省等)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
			・他局、局内各課等からの連絡に関する文書	争訟	連絡文書	令和〇〇年度通知・連絡書類(〇〇課)		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
3 公印に関する事項	公印の使用・廃止に関する経緯	公印の使用・廃止の届出に関する文書	・公印の使用・廃止届出に関する決裁文書	争訟	公印	令和〇〇年度公印使用開始・廃止届出等(原議)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
4 情報セキュリティ対策の運用に関する事項	(1)情報セキュリティ体制の整備に関する重要な経緯	情報セキュリティ関係規定に基づく許可申請(届出)又は報告等	・許可申請 届出等 ・障害発生報告書等	争訟	情報セキュリティ	令和〇〇年度情報等持出許可申請・届出		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
		(2)外部電磁的記録媒体等登録情報の申請及び許可に関する経緯	基盤/汎用管理要領等の関係規定に基づく申請等のうち、外部電磁的記録媒体等の管理に関する文書	争訟	情報セキュリティ	利用許可媒体等管理簿		常用			令和2年8月24日付け札幌第371号依命通知により追加	
5 行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する事項	行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する事項	行政文書の開示請求に関する文書	・行政文書の開示請求書類	争訟	行政文書の開示請求	令和〇〇年度行政文書開示請求		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
6 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る開示決定等に関する事項	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る開示決定等に関する事項	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に関する文書	・保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求書類	争訟	保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求	令和〇〇年度保有個人情報開示・訂正・利用停止請求		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
7 防災業務及び整備に関する事項	(1)防災に関する事項	①防災業務計画及び防災訓練に関する文書	・防災業務計画に関する文書 ・防災訓練実施に関する文書	争訟	防災	令和〇〇年度防災業務		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
		②例規	防災・国民保護実施要領	争訟	防災	防災・国民保護実施要領		常用				
		③危機管理体制に関する文書	危機管理マニュアル	争訟	防災	危機管理マニュアル		常用				

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
		(2)業務継続計画に関する事項	業務継続計画の策定及び改正に関する文書	業務継続計画	争訟	防災	業務継続計画	常用				
8	会議・会合に関する事項	(1)訟務部所管の会議・会合に関する重要な経緯	会議・会合等の準備・開催通知・決定内容に関する記録がされた文書	・会議・会合等の開催等に関する決裁文書 ・配付資料 ・各種会合等の結果等に関する決裁文書	争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(本省)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(札幌法務局)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(札幌法務局ブロック管内)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度会議・会合(地方局)	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度他官署等会議	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
		(2)訟務部所管以外の会議・会合に関する重要な経緯	会議・会合等の準備・開催の企画・立案・実施結果に関する記録がされた文書	・会議・会合等の開催等に関する決裁文書 ・配付資料 ・各種会合等の結果等に関する決裁文書	争訟	会議・会合	令和〇〇年度局長事務打合せ会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度支局長・出張所長事務打合せ会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
					争訟	会議・会合	令和〇〇年度その他の事務打合せ会	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
9	弁護士選任事件に関する事項	弁護士選任事件に関する文書	・選任関係 ・謝金関係 ・承諾書	争訟	弁護士選任事件	令和〇〇年度弁護士選任事件書類	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年				令和2年4月1日より年度管理に変更	
10	第一審強化に関する事項	第一審強化に関する事項	第一審強化に関する文書	第一審強化	争訟	第一審強化	令和〇〇年度第一審強化	取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年			令和2年4月1日より年度管理に変更	
11	事務の調査指導及び監査に関する事項	事務の調査指導及び監査に関する重要な経緯	・調査の実施に関する決裁文書 ・事務指導、調査に関する決裁文書 ・本省からの事務指導に関する文書	争訟	監査	令和〇〇年度事務の調査指導	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄				
12	職員の人事に関する事項	(1)職員の勤務時間・休暇に関する事項	①超過勤務に関する文書	・超過勤務等命令簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度超過勤務等命令簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年3月	廃棄	人事		備考二
			②出勤に関する文書	・出勤簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年出勤簿	作成の日の属する年度の翌年の初日から起算して5年	廃棄	人事		
			・非常勤職員出勤簿	・非常勤職員出勤簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年非常勤職員出勤簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して5年	廃棄	人事		
			③休暇に関する文書	・休暇簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年休暇簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事		
			④勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替等通知簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年振替等通知簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事		
				・代休日指定簿	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年代休日指定簿	作成の日の属する年の翌年の初日から起算して3年	廃棄	人事		
				・早出遅出勤務管理簿 ・テレワーク勤務管理表	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度勤務時間割振区分指定表等	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	人事		
			⑤異動者の出勤状況に関する文書	・出勤状況報告書	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度出勤状況報告書	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
		(2)非常勤職員の雇用等に関する経緯	非常勤職員の勤務に関する文書	・雇用に関する決裁文書 ・諸手当等に関する文書	争訟	勤務時間・休暇	令和〇〇年度非常勤職員	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
				・管理職特別勤務実績簿	争訟	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務実績簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年1月	廃棄			
		(3)職員の給与及び手当に関する事項	手当届出・手当認定簿	・管理職特別勤務手当整理簿	争訟	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務手当整理簿	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年1月	廃棄			
				・管理職員特別勤務手当報告書(写し)	争訟	手当	令和〇〇年度管理職員特別勤務手当報告	作成の日から起算して3年を経過する日の属する月の翌月の俸給の支給定日までの間	廃棄		令和2年4月1日より年度管理に変更	
				・事務引継報告書	争訟	引継	令和〇〇年度事務引継書	作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)	
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名						
	(5)訟務部所管の職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	研修に関する文書	・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(本省)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
			・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(札幌ブロック)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄				
		(6)訟務部所管以外の職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	研修に関する文書	・研修員推薦、決定及び実施に関する決裁文書 ・事例研究・セミナーに関する文書 ・研修終了に関する文書 ・講師依頼に関する決裁文書	争訟	研修	令和〇〇年度研修(所管以外)		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄			
13	予算及び決算に関する事項	歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作成その他の決算に関する重要な経緯	①物品の払出・受入及び受領に関する書類	・物品受領命令簿	争訟	物品管理	令和〇〇年度受領命令簿		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			別表1事項15を参照
				・物品返納命令書	争訟	物品管理	令和〇〇年度物品返納命令書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄			
				・交通系ＩＣカード等使用整理簿	争訟	物品管理	令和〇〇年度交通系ＩＣカード等使用整理簿		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年				
			②給与支給総額の計算に関する書類	・勤務時間報告書	争訟	給与簿	令和〇〇年度勤務時間報告書		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
			③歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・外出簿	争訟	出張	令和〇〇年度外出簿		取得の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
14	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)国又は行政庁等を当事者とする訴訟	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	事件記録(実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領第3による分類	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更	別表1事項11、12を参照
			②訴訟における主張、立証又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書								※法務局で管理する事件(二種事件)についてのみ適応	
			③訴訟の終了に関する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し									
			④訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書、選任書、訴訟代理権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金に関する書類 ・取付対応結果報告書									
			⑤訴訟進行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書	争訟	訟務一般	事件記録補助書類(実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄		R6.3.4札訟85訟務管理官通知により変更	
		(2)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯(本案訴訟事件のうち処理を担当した実施事件に限る。)	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟事件)	弁論関係書類(処理を担当かつ実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領附則(経過措置)	※紙媒体で管理する事件についてのみ適応	別表1事項11、12を参照
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書							令和6年改正前の事件記録編成要領第3の1の第1分類		
				・書証 ・証人等調書	争訟	事件記録(本案訴訟事件)	証拠関係書類(処理を担当かつ実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領附則(経過措置)	※紙媒体で管理する事件についてのみ適応	
		(3)2)に掲げられた業務の区分のうち訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に当たらないもの	訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書、選任書、訴訟代理権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金に関する書類 ・取付対応結果報告書	争訟	事件記録(本案訴訟事件)	その他の書類(処理を担当かつ実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後1年	廃棄	事件記録編成要領附則(経過措置)	※紙媒体で管理する事件についてのみ適応	
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯(本案訴訟事件以外で処理を担当した事件に限る。)	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案訴訟事件以外)	本案訴訟事件以外の事件(処理を担当かつ実施事件)	〇〇裁判所令和〇〇年(○)第〇〇号	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄		※紙媒体で管理する事件についてのみ適応	
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書									
			③訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書、選任書、訴訟代理権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金に関する書類									

事 項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の 関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
	(5)地方公共団体、 独立行政法人又は 行政庁を当事者と する訴訟	①訴訟の提起に関 する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	事件記録(監督事件)又は (通常監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後3年	廃棄	事件記録編成 要領第3による 分類	R6.2.6事件記 録編成要領改 正により変更	
		②訴訟における主 張又は立証に関す る文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書									
		③訴訟の終了に関 する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し									
		④処理区分の決定 等に関する文書	・処理区分の決定に係る処理 細則16条に基づく承指示に 関する文書									
		⑤訴訟進行を補助 する文書	・事件打合せ及び事実調査に 関する書類 ・決裁文書									
	(6)国又は行政機関 を当事者とする訴訟 の提起その他の訴訟 に関する重要な 経緯(本案訴訟事 件で処理を担当した 実施事件を除く。)	①訴訟の提起に関 する文書	・訴状 ・期日呼出状	争訟	事件記録(本案 訴訟事件)	弁論関係書類(通常監理事 件)	〇〇裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後3年	廃棄	事件記録編成 要領附則(経過 措置) 令和6年改正 前の事件記録 編成要領第3 の1の第1分類	※紙媒体で管 理する事件に ついてのみ適 応	
		②訴訟における主 張又は立証に関す る文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書									
			・書証 ・証人等調書			証拠関係書類(通常監理事 件)	〇〇裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後1年	廃棄	事件記録編成要 領附則(経過措 置) 令和6年改正前 の事件記録編成 要領第3の2の 第2分類	※紙媒体で管 理する事件に ついてのみ適 応	
	(7)⑤に掲げられた 業務の区分のうち 訴訟の提起その他 の訴訟に関する重 要な経緯に当たら ないもの	訴訟代理権及び訴訟 費用等に関する 文書	・指定書、選任書、訴訟代理 権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金 に関する書類	争訟	事件記録(本案 訴訟事件)	その他の書類(通常監理事 件)	〇〇裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後1年	廃棄	事件記録編成要 領附則(経過措 置) 令和6年改正前 の事件記録編成 要領第3の3の第 5分類	※紙媒体で管 理する事件に ついてのみ適 応	
		①訴訟の提起に関 する文書	・訴状 ・期日呼出状		争訟	事件記録(本案 訴訟事件以外)	〇〇裁判所令和〇〇年 (〇)第〇〇号	訴訟が終結す る日に係る特 定日以後3年	廃棄		※紙媒体で管 理する事件に ついてのみ適 応	
	(8)国又は行政機関 を当事者とする訴訟 の提起その他の訴訟 に関する重要な 経緯(本案訴訟事 件以外で処理を担 当した実施事件を 除く。)	②訴訟における主 張又は立証に関す る文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書									
			・書証 ・証人等調書									
		③訴訟代理権及び 訴訟費用等に関す る文書	・指定書、選任書、訴訟代理 権消滅通知書 ・予納金、保証金及び配当金 に関する書類									
	(9)国を当事者とす る訴訟	判決書又は和解調 書	・判決書 ・和解調書	争訟	訟務一般	裁判書等正本づくり(令 和〇〇年)		訴訟が終結す る日に係る特 定日以後10 年	廃棄	法務局及び地方 法務局訟務処理 細則4条2項、 H23.4.1付け訟 令第251号訟務局長 通知別紙により 暦年ごとに調製		
	(10)国又は行政機 関を当事者とする訴訟 の提起その他の訴訟 に関する重要な 経緯	①予防司法支援 (処理を担当した 事件に限る。)	・予防司法支援事件票	争訟	訟務一般	予防司法支援記録帳簿 (令和〇〇年) (処理を担当した事件)		作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して10年	廃棄	法務局及び地方 法務局訟務処理 細則4条2項、 H23.4.1付け訟 令第251号訟務局長 通知別紙により 暦年ごとに調製		
		②予防司法支援 (処理を担当した 事件を除く。)	・予防司法支援事件票	争訟	訟務一般	予防司法支援記録帳簿 (令和〇〇年) (処理を担当した事件を 除く。)		作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄	法務局及び地方 法務局訟務処理 細則4条2項、 H23.4.1付け訟 令第251号訟務局長 通知別紙により 暦年ごとに調製		
		③予防司法支援事 件の処理を補助す る文書	・決裁文書	争訟	訟務一般	予防司法支援事件記録補 助書類(令和〇〇年)		作成の日の属 する年の翌年 の初日から起 算して1年	廃棄		R6.2.6事件記 録編成要領改 正により変更	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名					
	(11)国又は行政庁等を当事者とする訴訟の実施に関する費用の支出及び返納	訴訟費用の管理を行う帳簿類	・収入印紙受払簿 ・郵便切手・郵便はがき受払簿 ・予納金整理簿 ・保証金整理簿 ・配当金等受払簿 ・保管金受領証書等つづり	争訟	訟務一般	収入印紙受払簿（令和〇〇年度）		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	郵便切手・郵便はがき受払簿（令和〇〇年度）		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	予納金整理簿（令和〇〇年度）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	保証金整理簿（令和〇〇年度）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	配当金等受払簿（令和〇〇年度）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
				争訟	訟務一般	保管金受領証書等つづり（令和〇〇年度）		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄			
	(12)独立行政法人又は行政庁を当事者とする訴訟	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状等	争訟	訟務一般	事件記録（簡易監理事件）	〇〇裁判所令和〇〇年（〇）第〇〇号	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄	法務局及び地方法務局訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により廃年ごとに調製		
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書・証人等調書 ・書証等									
		③訴訟の終了に関する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し等									
		④処理区分の決定等に関する文書	・処理区分の決定に係る処理細則16条に基づく求指示に関する文書等									
		⑤訴訟追行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書等	争訟	訟務一般	事件記録補助書類(簡易監理事件)	〇〇裁判所令和〇〇年（〇）第〇〇号	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄		R6.3.4札訟85訟務管理官通知により変更	
		①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状等	争訟	訟務一般	定型の監理事件（令和〇〇年）		訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄	法務局及び地方法務局訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により廃年ごとに調製		R6.3.4札訟85訟務管理官通知により変更
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書・証人等調書 ・書証等									
		③訴訟の終了に関する文書	・判決書の写し ・和解調書の写し等									
		④処理区分の決定等に関する文書	・処理区分の決定に係る処理細則16条に基づく求指示に関する文書等									
		⑤訴訟追行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書等									
	(13)国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条、6条、6条の2、6条の3に基づき、国が直接実施しない訴訟の経緯	①訴訟の提起に関する報告	・訴状 ・期日呼出状	争訟	訟務一般	簡易監理事件	〇〇裁判所令和〇〇年（〇）第〇〇号	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄	法務局及び地方法務局訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により廃年ごとに調製	※紙媒体で管理する事件についてのみ適用	
		②訴訟における主張又は立証に関する報告	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書 ・書証 ・証人等調書									
		③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書									

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例				保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	備考	(規則別表1の関連事項)	
				大分類	中分類	名称(小分類)	名称(小分類)別名						
	(14)(1)～(13)に掲げられた業務により取得した文書の管理	文書の管理を行う帳簿類	・事件簿 ・指定書受払簿 ・選任書受払簿 ・訴訟代理権消滅通知書受払簿 ・事件記録保存簿 ・裁判書等正本保存簿 ・予防司法支援事件簿	争訟	訟務一般	事件簿		常用	廃棄	法務局及び地方裁判所訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調製	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更		
				争訟	訟務一般	指定書受払簿（令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄				
				争訟	訟務一般	選任書受払簿（令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄				
				争訟	訟務一般	訴訟代理権消滅通知書受払簿（令和〇〇年〇月～令和〇〇年〇月）		処理が終わった日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年	廃棄				
				争訟	訟務一般	裁判書等正本保存簿（令和〇〇年）		作成の日の属する年の翌年度の初日から起算して30年	廃棄		H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調製が正しいため令和5年10月4日から暦年管理に変更		
				争訟	訟務一般	予防司法支援事件簿		常用	廃棄	法務局及び地方裁判所訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調製	R6.2.6事件記録編成要領改正により変更		
	(15)(1)～(14)に該当しないもの	事件関係嘱託・事実調査に関する文書	・法務局及び地方裁判所訟務処理規程3条の規定による証拠調べ等に関する事務の嘱託書 ・同規程4条の規定による事務調査の依頼書	争訟	訟務一般	事件関係雑文書つづり（令和〇〇年）		作成の日の属する年の翌年度の初日から起算して1年	廃棄	・嘱託等を受けた部署で生じる文書を管理するものである。 ・処理単前及び処理単則には行政文書ファイルの作成の単位は規定されていないが、従前暦年ごとを単位としており、それに合わせるの相当であるため、暦年ごとを単位とした。			
	15	統計に関する事項	訴訟に関する統計の作成及び分析に関する重要な経緯	・統計資料	争訟	訟務一般	統計資料（令和〇〇年）		作成の日の属する年の翌年度の初日から起算して3年	廃棄	法務局及び地方裁判所訟務処理細則4条2項、H23.4.1付け訟企第251号訟務局長通知別紙により暦年ごとに調製		別表1事項28を参照
	16	局務運営に関する事項	局務運営に係る企画立案に関する文書	・事業計画・事務概況	争訟	訟務一般（企画立案等）	令和〇〇年度事業計画		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和5年10月4日年度管理に変更	
				・重点目標	争訟	訟務一般（企画立案等）	令和〇〇年度重点目標		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和5年10月4日年度管理に変更	
・訟務庁費、訟務旅費、予納金、保証金、郵券、印紙に関する文書・報告				争訟	訟務一般（企画立案等）	令和〇〇年度訟務予算		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年	廃棄		令和5年10月4日年度管理に変更		
・部長通知 ・管理官事務連絡				争訟	訟務一般（企画立案等）	令和〇〇年度部長通知等		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和5年10月4日年度管理に変更		
・民事訴訟IT化に関するもの				争訟	訟務一般（企画立案等）	令和〇〇年度民事訴訟IT化に関するもの		作成の日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年	廃棄		令和5年10月4日年度管理に変更		
備 考													
本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。													
事件記録等については平成23年4月1日法務省訟企第251号訟務企画課長依命通知「事件記録等に係る標準文書保存期間基準について」（統一基準）を参照													
(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。													
※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について 「人事」・・・人事院規則 「内閣」・・・人事記録の記載事項等に関する内閣府令 「統計」・・・人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号)													